令和４年度　第２回北杜市行政改革推進委員会

日時　令和５年３月２０日（月）
　　１０時００分から
場所　北杜市役所北館３階大会議室

次　　第

1　開　会

2　会長あいさつ

3　市長あいさつ

4　議　題
（1）　新・行政改革大綱アクションプラン案について
（2）　その他

5　閉　会

○北杜市行政改革推進委員会条例

平成１７年６月２１日

条例第２２号

改正　平成１８年３月１４日条例第１７号

令和２年３月２４日条例第２号

令和４年３月２２日条例第２号

（設置）

第１条　社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、北杜市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じて、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、行政改革について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、北杜未来部政策推進課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年３月１４日条例第１７号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２４日条例第２号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２２日条例第２号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

北杜市行政改革推進委員会名簿

令和４年度～（任期　R5.2.1～R7.1.31）

	氏　　名	役　職	備　　考
1	小川　昭二	会長	北杜市人権擁護委員
2	粟澤　雅子	職務代理	前北杜市民生委員児童委員協議会会長
3	藤原　真史		山梨大学生命環境学部地域社会システム学科准教授
4	村田　俊也		（公財）山梨総合研究所専務理事
5	日野水　丈士		北杜市社会福祉協議会会長
6	深澤　文長		（株）山梨中央銀行須玉支店支店長
7	小宮山　幸枝		北杜市母子愛育会会長
8	片田　興		山梨学院大学法学部法学科教授
9	矢野　望		北杜市男女共同参画推進委員会副会長